

令和8年度小学校入学 指定校変更について

1 指定校変更制度

千代田区立小学校では、児童の住所によって就学すべき学校を指定しております。ただし、指定された学校以外に就学しなければならない特別な事情があるときは、指定された以外の千代田区立小学校に通学できる場合があります。(千代田区立学校の入学に関する規則第2条)

2 指定校変更の審査基準

区分	承認事由	添付・確認書類等
転居予定	・住宅の購入、賃貸等により、おおむね1年以内に転居することが確実であるため、児童又は生徒が転居予定地の通学区域の学校を希望する場合	売買契約書・建築請負契約書・賃貸借契約書等の写し
一時転居	・所有する住宅の建替え、修繕等により一時的に通学区域外に転居する場合で、下記の要件を満たす場合 ①工事完了後の元の居住地に戻ることを確実であること ②児童又は生徒が元の居住地の通学区域の学校を希望すること ③仮住まいでの居住期間が在学年数の1/2未満となること	住宅の建替え、修繕後の再入居や工事期間等を証明できるもの
家庭環境	・保護者の就労等により、学校との連絡、放課後の保護等、特に配慮を必要とする場合で、保護者の就労先が変更を希望する学校の学区域内にある場合	就労証明書等
	・保護者のどちらか一方が、区内の祖父母のもとで就労している場合で、保護者の就労先が変更を希望する学校の学区域内にある場合	就労証明書等 祖父母との関係が確認できる書類(戸籍等)
	・保護者の就労等により、下校時、祖父母宅で児童を保護せざるを得ない場合で、祖父母宅が変更を希望する学校の学区域内にある場合	就労証明書等 祖父母の居住が確認できる書類 祖父母との関係が確認できる書類(戸籍等) 祖父母の承諾書
兄弟関係	・兄又は姉が変更を希望する学校に在学中であり、同一の学校へ就学させたほうが望ましい場合	
地理的理由	・登下校の安全・安心の確保について、個別に懸念される理由により、指定校以外の学校を希望する場合	
身体的理由	・疾病・身体的理由等により、指定校への通学には過重な負担を伴う場合 ・長期間、定期的な通院・加療を要し、かかりつけの病院の近隣にある学校に就学することが望ましいと認められる場合	医師の診断書等
教育的配慮	・いじめ等、他の児童又は生徒との関係から、転校が望ましいと認められる場合	学校長の意見書など
その他	・上記に掲げるもののほか、特別の事情があると教育委員会が認めた場合	

3 申込み

- (1) 対 象 者：令和8年4月に小学校へ入学予定のお子様がいる保護者の方
- (2) 申 込 期 間：令和7年7月22日(火)～令和7年8月29日(金)
- (3) 申 込 方 法：区役所4階の教育委員会事務局学務課学務係まで直接お越しください。
- (4) 審 査 結 果：令和7年9月末までに各ご家庭に結果をお知らせします。上記事由の該当者でも、児童数や教室数等の状況によっては変更できない場合があります。

4 問合せ先

教育委員会事務局子ども部学務課学務係(区役所4階)
電話 5211-4284(直通)